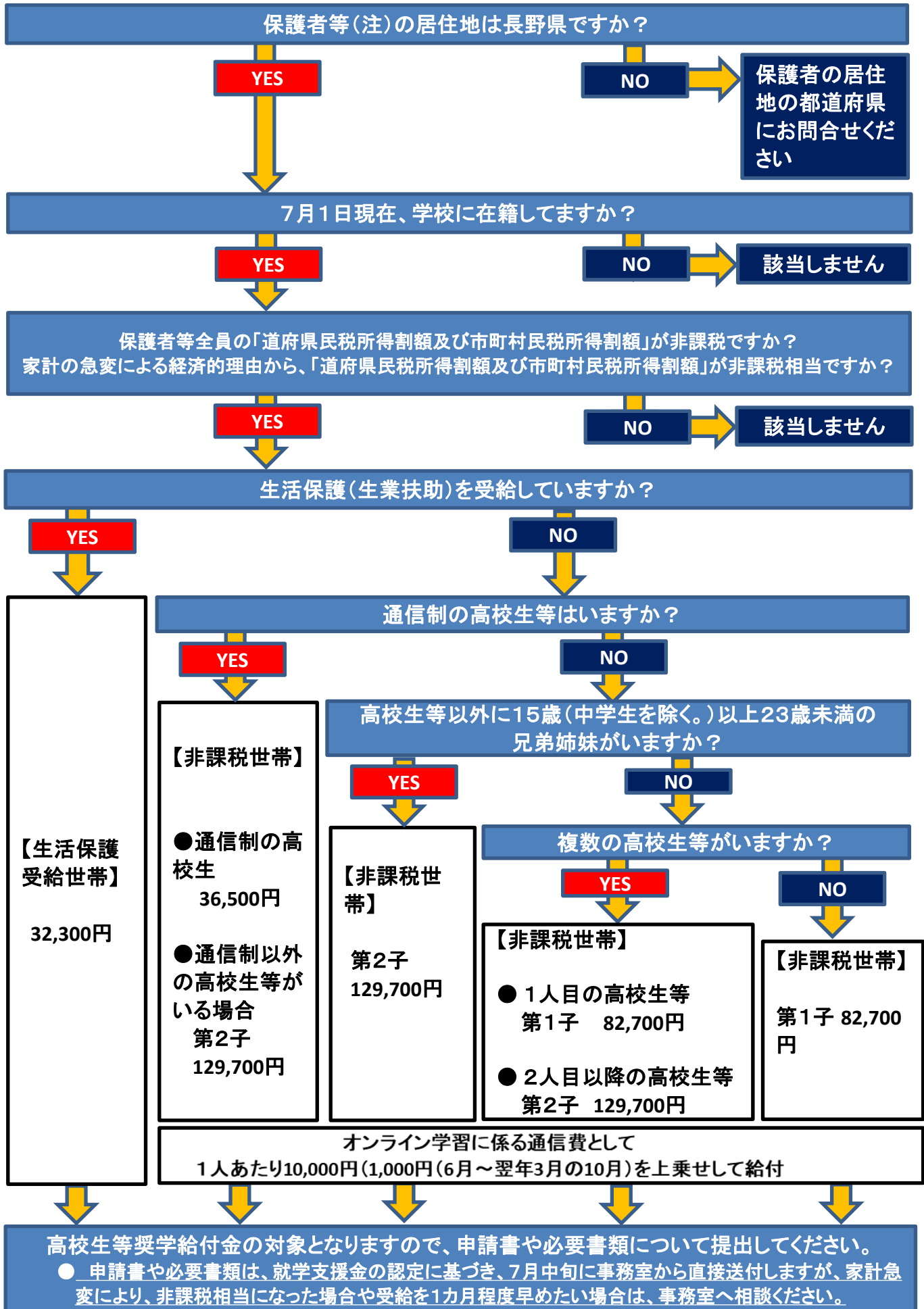


高校生等奨学給付金 対象確認シート

●就学支援金の受給者のうち、生活保護受給、「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税又は家計の急変により非課税相当の保護者等の皆様へ支給します。



(注) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

松本蟻ヶ崎高等学校 事務室 電話0263-32-0005(担当:水沢)